

令和8年3月30日(月)

令和8年第1回 岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議員総会

< 会議概要 >

岸和田市貝塚市清掃施設組合

岸和田市貝塚市清掃施設組合
令和 8 年 第 1 回 議員総会

令和 8 年 3 月 30 日(月)

《案 件》

1. クリーンセンターの稼働状況報告について

《資料 1-1、資料 1-2》

2. 岸和田市貝塚市斎場の維持管理及び運営に関する基本協定の締結について

《資料 2》

3. 岸和田市貝塚市斎場における建物等の譲受け及び土地の借受けについて

《資料 3-1、資料 3-2》

< 議 事 概 要 >

開 催 日 時 : 令和8年3月30日(月)第1回定例会閉会後

開 催 場 所 : 岸和田市貝塚市清掃施設組合 会議室1

出席議員(14名)

1番	岩	崎	雅	秋	2番	宇	野	真	悟
3番	河	合	達	雄	4番	小	西	拓	植
5番	中	井	良	介	6番	西	田	武	史
7番	藤	原	豊	和	8番	南		加	代
9番	川	岸	貞	利	10番	堺	谷		裕
11番	中	西	真	知	12番	長	谷	博	文
13番	八	野	裕	嗣	14番	食	野	雅	由

欠席議員(なし)

出席理事者

管 理 者	佐	野	英	利	副 管 理 者	牛	尾	治	朗
事 務 局 長	太	田	健	一	事 務 局 次 長	梶	本	順	也
総 務 課 長	河	合	幸	代	環 境 技 術 課 長	河	野	道	弘

案 件

1. クリーンセンターの稼働状況報告について
2. 岸和田市貝塚市斎場の維持管理及び運営に関する基本協定の締結について
3. 岸和田市貝塚市斎場における建物等の譲受け及び土地の借受けについて

午後 2 時 09 分開会

○食野雅由議長

議会に引き続きまして、ただいまから令和 8 年第 1 回議員総会を開会いたします。

それでは、本日の案件といたしまして、お手元にお配りしているとおり、「クリーンセンターの稼働状況報告について」「岸和田市貝塚市斎場の維持管理及び運営に関する基本協定の締結について」「岸和田市貝塚市斎場における建物等の譲受け及び土地の借受けについて」の 3 件を議題といたします。

それでは、第 1 案件の「クリーンセンターの稼働状況報告について」の説明を受けることにいたします。河野環境技術課長。

○河野道弘環境技術課長

それでは、案件 1 のクリーンセンターの稼働状況についてご報告いたします。

まずは、事前にお渡ししております資料で、右肩上が資料 1－1、資料 1－2 のご用意をお願いいたします。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、資料 1－1 をご覧ください。

こちらは令和 7 年度の稼働状況をまとめたもので、令和 8 年 2 月末日での速報値となります。内容といたしましては、今年度及び前年度の 4 月から 2 月までの実績値、2 月末合計や前年度との差などを示しているものでございます。なお、説明におきましては、右側の 2 月末合計の列を上から順に説明をいたします。説明の中で単位がトンであるものについては、小数点以下を省略いたしますので、あらかじめご了承ください。

まず①の表、搬入量、2 月末合計の列をご覧ください。当クリーンセンターに搬入されたごみの総搬入量でございますが、7 年度が 7 万 9,937 トンに対して 6 年度が 8 万 1,922 トンで、前年度との差が 1,985 トンの減少となりました。

次に、右隣の家庭系ごみと事業系ごみの列をご覧ください。こちらはごみ総搬入量 2 月末合計の内訳となります。家庭系ごみが 1,038 トン、事業

系ごみが 946 トン、どちらも減少となっております。

次に、②の表、焼却設備については、搬入されたごみのうち可燃ごみの焼却量で、7 年度が 7 万 4,687 トン、6 年度が 7 万 4,208 トンで、差が 478 トンの増加となりましたが、率にしても 1 %未満で、前年度と同量の焼却処理量であったとご理解いただければ結構かと存じます。

次に、③の表、発電設備につきましては、3 項目の電力量について示しております。まず、発電電力量については、可燃ごみの焼却により発生した熱エネルギーにより発電した電力量で、7 年度が 3,892 万 3,500 キロワットアワー、6 年度が 3,987 万 8,270 キロワットアワーで、その差が 95 万 4,770 キロワットアワーの減少となりました。

次に、送電電力量については、売り電しました電力量で、7 年度が 1,817 万キロワットアワー、6 年度が 1,912 万 6,930 キロワットアワーで、差が 95 万 6,930 キロワットアワーの減少となりました。

次に、消費電力量につきましては、当クリーンセンターで消費した総電力量で、発電量からの自家消費分と電力会社からの購入分の合計です。7 年度が 2,148 万 1,820 キロワットアワー、6 年度が 2,133 万 5,810 キロワットアワーで、差が 14 万 6,010 キロワットアワーの増加となりましたが、率にしても 0.7 %で、ほぼ前年度と同量となっております。

次に、④の表、処分量につきましては、3 項目の搬出量について示しております。まず、埋立処分量については、主に焼却後の焼却主灰などを大阪湾フェニックスセンターへ最終処分した量で、7 年度が 9,405 トン、6 年度が 9,830 トンで、差が 424 トンの減少となりました。

次に、処分委託リサイクル量につきましては、主に瓶の割れであるカレットなどのリサイクル品目の搬出量で、7 年度が 650 トン、6 年度が 685 トンで、差が 34 トンの減少となりました。

次に、有価物搬出量につきましては、主に瓶、缶、ペットボトルなど有価物の搬出量で、7 年度

が1,797トン、6年度が1,906トンで、差が108トンの減少となりました。

以上のまとめとしまして、令和7年度のごみ総搬入量の減少につきましては、エネルギー、食料品価格などの物価高騰により、家庭での消費や経済活動の低調なことなどの影響がごみ発生量に表れているのではないかと考えられます。

以上が令和7年度稼働状況の速報報告でございます。

資料を替わりまして、資料1－2をご覧ください。

こちら、上段の表につきましては、令和7年度における運転計画及び実績でございます。表中には、上から1号、2号、3号炉の順により、それぞれ月ごとの計画と実績の運転時間について対比して示しているものでございます。また、凡例は資料の下に示しておりますので、併せてご覧ください。

まず、令和7年度は計画どおりの運転予定でしたが、11月に3号炉の立ち上げの際、炉内乾燥段段落部の冷却水配管からの水漏れが発生し、修理のため、運転計画を変更しながら運転を行いました。

定期点検整備工事は、内容により各号炉の工事時期と期間は変更しています。

次に、定期点検整備において廃棄物処理法や電気事業法により求められております精密機能検査を実施するため、10月に2週間にわたり全ての焼却炉を停止させる必要があることから、事前にピットのごみ残量をできるだけ減らすことで、ごみの受入れ業務に支障を来すことなく、焼却炉の性能維持に努めてまいりました。したがって、令和7年度につきましては、おおむね滞りなく、ごみ焼却を継続して行うことができました。

続きまして、下段の表、令和8年度の運転計画をご覧ください。

令和8年度におけるごみ焼却炉の運転計画につきましても、おおむね2炉の運転を基本とし、1炉ずつ停止させて、炉内の清掃、過熱器の点検や

清掃、通風設備の手入れなど保守点検を実施する計画としております。

1号炉につきましては、ごみを焼却炉内に送り出す部分の給じん装置と下部シュートの更新を予定しております。

また、毎年実施しています全炉停止時にしかできない精密機能検査につきましては、10月に約20日間の予定で全炉を停止して行う計画としております。

今後につきましても、構成市域から発生します一般廃棄物を安全かつ安定的に中間処理し、住民の生活環境と公衆衛生の向上を図ってまいります。

私からの報告は以上でございます。

○食野雅由議長

説明が終わりましたので、質問、ご意見を承ります。

川岸議員。

○9番 川岸貞利議員

資料1－1の昨年度の運転計画について、ご質問させていただきます。

その前に2点、ちょっと確認させてください。まず、3炉のうち2炉運転であれば、電力を買いこなすに運営できるというふうに理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

○食野雅由議長

河野課長。

○河野道弘環境技術課長

議員のおっしゃられるとおりだと思います。

○食野雅由議長

川岸議員。

○9番 川岸貞利議員

そして、買い電がない場合に、たしか基本料金の2分の1減額されると思うんですが、その率とその減額される額を教えてください。

○食野雅由議長

河野課長。

○河野道弘環境技術課長

電力使用量は月によって異なりますので、基本料金で比べますと、受電した場合の基本料金は

471万6,250円ですが、基本料金から一律割引等が発生するため、実際の基本料金は約400万円程度となります。

受電なしの場合の基本料金は235万8,125円で、受電した場合の半額になりますが、実際の支払い額につきましては、議員もご存じかと思いますが、基本料金に、停電しても支障なく送受電できる予備線が設けられており、その使用料が加算されております。単純ですけども、おおむね170万円ぐらいの差だと考えております。

以上でございます。

○食野雅由議長

川岸議員。

○9番 川岸貞利議員

結構額としては大きいと思うので、そこで質問なんですけど、8年度の運転計画、例えば2号炉を1月20日ぐらいから10日間早めにすれば、4月、5月とも2炉運転になって買い電しなくていいとか、あるいは、来年の2号炉、1月、2月、できたら3月までと運転すれば、2炉運転で買い電することなしにこれだけ減額されるのかなというふうに思うんですが、もし、できなかったらできない理由、改善できるのだったらできる理由を教えてください。

○食野雅由議長

河野課長。

○河野道弘環境技術課長

お答えします。

まず、来年度4月の2号炉の運転なんですけども、今現在2号炉は点検のため停止中でございます。理由は、ボイラー水管からの水漏れが発生したためでございます。その修理のため、4月は運転ができないという状況になっております。

また、2号炉を5月1月運転して、また6月に止めるということになっておりますが、こちらの場合は、5月から8月にかけて1号炉の給じん装置、下部シュートの更新工事を予定しております。2基あるごみクレーンのうち使用していないほうを工事で使用する予定で、工程上、6月頃が一番

使用頻度が高くなることが見込まれるため、クレーン同士の衝突などの事故防止のため停止する予定としておりますが、請負業者と協議し、安全に作業ができるようであれば、ごみピットの状況にもよりますが、連続で運転することも考えております。

来年度の2月、3月当たりの2号炉の状況でございますが、これにつきましては、定期点検整備状況の施工状況とごみピットの状況次第でございますが、運転することも可能かと考えております。

○食野雅由議長

川岸議員。

○9番 川岸貞利議員

たまたま電力で質問させていただきましたけども、やはり両市の財政状況を踏まえれば、組合自体も経営的なインセンティブを持って、限りなく歳出の削減をしていかなければならないと思っております。それで、職員一丸となってさらに経費節減に取り組まれないと思っておりますが、いかがでしょうか。お伺いします。

○食野雅由議長

河野課長。

○河野道弘環境技術課長

今、議員がおっしゃられたように、経費節減を常に心に持って運転をしたいと思っております。

○食野雅由議長

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○食野雅由議長

ないようでありますので、本件説明を終わります。

次に、第2案件の「岸和田市貝塚市斎場の維持管理及び運営に関する基本協定の締結について」の説明を受けることにいたします。太田事務局長。

○太田健一事務局長

それではご報告させていただきます。令和7年第2回定例会において、指定管理者の指定の議決を頂きまして、その後、指定管理者と維持管理、運営についての協議を行い、岸和田市貝塚市斎場

の維持管理及び運営に関する基本協定を締結いたしましたので、報告させていただきます。

協定の内容につきましては、お手元にご覧いただけます資料2の協定書の概要をご覧ください。基本協定では、第1章の総則から始まり、第10章のその他まで、別紙として1から5もあります。

内容は、第1章の総則から始まり、第2章には業務の範囲、第3章には公金徴収代行業務の内容、第5章には業務計画や報告書に加え、個人情報の管理、第6章には指定管理料の支払い、第7章にはリスク分担、第8章には指定期間満了時の引継ぎについて、第9章には指定の取消しについてなどを定めております。それぞれの章、別紙で定められている内容は資料にご覧いただけますとおりです。

この後、令和8年度の指定管理業務の実施内容及び指定管理料について定めた年度協定を締結することとなっております。

報告は以上でございます。

○食野雅由議長

説明が終わりましたので、質問、ご意見を承ります。

〔「なし」の声あり〕

○食野雅由議長

ないようでありますので、本件説明を終わります。

次に、第3案件の「岸和田市貝塚市斎場における建物等の譲受け及び土地の借受けについて」の説明を受けることにいたします。太田事務局長。

○太田健一事務局長

それではご報告させていただきます。お手元の資料3-1、岸和田市貝塚市斎場建物等譲与契約書（第1期工期）（案）と資料3-2岸和田市貝塚市斎場土地無償貸付契約書（案）をご覧ください。

岸和田市貝塚市斎場につきましては、令和5年3月24日付で、岸和田市及び貝塚市並びに岸和田市貝塚市清掃施設組合による岸和田市貝塚市斎場に関する財産の取扱いに係る基本合意書により、両市が共同して整備する新斎場の建物等について

は、整備完了後に組合に無償譲与するものとする、こと、また、岸和田市が所有する新斎場の土地については、新斎場の建物等の整備後に無償で貸し付けるものとなっております。

これに基づき、建物等の整備が完了いたしました令和8年3月16日付で、岸和田市貝塚市斎場建物等譲与契約書（第1期工期）を締結いたしました。

譲与を受ける財産は、新斎場の建物とそれに附属する設備等の工作物、その他の工作物及び建設に伴い整備いたしました備品消耗品類一式で、資料3-1に記載のとおりでございます。

土地につきましては、令和8年4月1日付で岸和田市貝塚市斎場土地無償貸付契約書を締結する予定で、今回は第1期工期として建物と駐車場部分の敷地を借り受ける予定で、面積等は資料3-2の記載のとおりでございます。また、詳細については、資料3-2別紙に記載のとおりでございます。

現斎場の解体撤去を含む第2期工期の工事の完了の後、新たに整備される進入路と調整池等の工作物に関する譲与契約を新たに締結し、土地については第2期工期を含めて原契約の変更を行う予定でございます。

報告は以上でございます。

○食野雅由議長

説明が終わりましたので、質問、ご意見を承ります。

〔「なし」の声あり〕

○食野雅由議長

ないようでありますので、本件説明を終わります。

事務局から連絡等はありませんか。

それでは、これもちまして議員総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時29分閉会

令和8年 第1回 岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議員総会 配付資料

案件1

資料1－1 令和7年度稼働状況（速報）

資料1－2 令和7年度運転計画及び実績と令和8年度運転計画

案件2

資料2 岸和田市貝塚市斎場の維持管理及び運営に関する基本協定の締結
について（概要）

案件3

資料3－1 岸和田市貝塚市斎場建物等譲与契約書（第1期工区分）（案）

資料3－2 岸和田市貝塚市斎場土地無償貸付契約書（案）

令和7年度稼働状況(速報)

①「搬入量」

(2月末現在)

	単位(t)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月末合計	家庭系ごみ	事業系ごみ
ごみ総搬入量	7年度	7,293.26	7,634.82	7,289.49	7,633.16	6,988.63	7,352.37	7,460.35	6,866.94	8,283.92	6,912.00	6,222.08		79,937.02	40,635.16	39,301.86
	6年度	7,930.19	7,926.14	7,109.34	7,977.86	7,467.66	7,021.42	7,641.96	7,305.97	8,131.23	7,076.92	6,333.83		81,922.52	41,673.95	40,248.57
	前年差	-636.93	-291.32	180.15	-344.70	-479.03	330.95	-181.61	-439.03	152.69	-164.92	-111.75		-1,985.50	-1,038.79	-946.71
	前年比%	91.97	96.32	102.53	95.68	93.59	104.71	97.62	93.99	101.88	97.67	98.24		97.58	97.51	97.65

②「焼却設備」

	単位(t)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月末合計
ごみ焼却量	7年度	7,803.62	4,710.84	6,429.00	4,760.69	9,083.94	9,099.20	2,281.53	5,571.69	6,891.23	9,267.48	8,788.40		74,687.62
	6年度	4,632.48	8,648.64	4,637.67	9,152.52	9,357.14	4,381.66	1,972.18	8,653.70	8,961.56	9,136.75	4,674.45		74,208.75
	前年差	3,171.14	-3,937.80	1,791.33	-4,391.83	-273.20	4,717.54	309.35	-3,082.01	-2,070.33	130.73	4,113.95		478.87
	前年比%	168.45	54.47	138.63	52.02	97.08	207.67	115.69	64.39	76.90	101.43	188.01		100.65

③「発電設備」

	単位(kWh)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月末合計
発電電力量	7年度	4,186,520	2,248,780	3,373,920	2,303,270	5,063,300	4,795,630	1,136,540	2,799,380	3,606,250	4,936,960	4,472,950		38,923,500
	6年度	2,271,970	4,632,590	2,310,240	5,041,280	5,251,030	2,209,990	963,270	4,981,290	5,108,150	4,906,560	2,201,900		39,878,270
	前年差	1,914,550	-2,383,810	1,063,680	-2,738,010	-187,730	2,585,640	173,270	-2,181,910	-1,501,900	30,400	2,271,050		-954,770
	前年比%	184.27	48.54	146.04	45.69	96.42	217.00	117.99	56.20	70.60	100.62	203.14		97.61
送電電力量	7年度	2,211,000	608,500	1,446,970	533,470	2,580,600	2,459,690	373,480	1,077,410	1,633,370	2,767,010	2,478,500		18,170,000
	6年度	603,970	2,541,490	653,720	2,586,470	2,706,260	485,320	251,760	2,941,720	2,954,640	2,773,330	628,250		19,126,930
	前年差	1,607,030	-1,932,990	793,250	-2,053,000	-125,660	1,974,370	121,720	-1,864,310	-1,321,270	-6,320	1,850,250		-956,930
	前年比%	366.08	23.94	221.34	20.63	95.36	506.82	148.35	36.63	55.28	99.77	394.51		95.00
消費電力量	7年度	1,977,940	1,654,700	1,934,770	1,804,140	2,482,700	2,335,940	1,380,950	1,755,590	1,990,690	2,169,950	1,994,450		21,481,820
	6年度	1,683,270	2,091,620	1,669,120	2,454,810	2,544,770	1,758,510	1,211,010	2,039,650	2,153,510	2,133,230	1,596,310		21,335,810
	前年差	294,670	-436,920	265,650	-650,670	-62,070	577,430	169,940	-284,060	-162,820	36,720	398,140		146,010
	前年比%	117.51	79.11	115.92	73.49	97.56	132.84	114.03	86.07	92.44	101.72	124.94		100.68

④「処分量」

	単位(t)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月末合計
埋立処分量	7年度	1,049.25	613.38	755.77	754.72	958.95	1,096.24	581.30	524.28	905.27	1,148.56	1,017.38		9,405.10
	6年度	683.32	1,106.27	588.12	1,239.67	1,028.53	761.11	342.84	1,001.13	1,233.54	1,250.82	594.65		9,830.00
	前年差	365.93	-492.89	167.65	-484.95	-69.58	335.13	238.46	-476.85	-328.27	-102.26	422.73		-424.90
	前年比%	153.55	55.45	128.51	60.88	93.24	144.03	169.55	52.37	73.39	91.82	171.09		95.68
処分委託リサイクル	7年度	0.00	85.74	76.14	124.27	27.93	64.36	59.27	37.26	75.32	57.15	43.26		650.70
	6年度	0.00	115.02	76.04	69.51	53.98	78.92	66.27	55.38	50.28	71.45	48.39		685.24
	前年差	0.00	-29.28	0.10	54.76	-26.05	-14.56	-7.00	-18.12	25.04	-14.30	-5.13		-34.54
	前年比%	-	74.54	100.13	178.78	51.74	81.55	89.44	67.28	149.80	79.99	89.40		94.96
有価物搬出量	7年度	44.98	304.56	156.54	189.22	146.94	213.82	160.13	157.37	161.58	167.62	95.09		1,797.85
	6年度	95.65	227.18	192.68	145.31	219.08	227.14	156.87	185.83	158.62	152.53	145.37		1,906.26
	前年差	-50.67	77.38	-36.14	43.91	-72.14	-13.32	3.26	-28.46	2.96	15.09	-50.28		-108.41
	前年比%	47.03	134.06	81.24	130.22	67.07	94.14	102.08	84.68	101.87	109.89	65.41		94.31

令和7年度 運転計画及び実績

焼却炉		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月(予定)
1号炉	計画												
	実績												
2号炉	計画												
	実績												
3号炉	計画												
	実績												

令和8年度 運転計画

焼却炉		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	計画												
2号炉	計画												
3号炉	計画												

凡例

 焼却炉運転計画

 焼却炉点検整備工事計画

 給じん装置・下部シュート更新工事

 焼却炉運転実績

 焼却炉点検整備工事実績

岸和田市貝塚市斎場の維持管理及び運営に関する基本協定の締結について
(概要)

令和8年3月3日付けで岸和田市貝塚市斎場 指定管理者 合人社・宮本・五輪グループと岸和田市貝塚市斎場の維持管理及び運営に関する基本協定を締結しました。

記

1. 対象施設 岸和田市貝塚市斎場
2. 指定管理者 合人社・宮本・五輪グループ
3. 指定期間 令和8年4月1日から令和23年3月31日まで(15年間)

1. 協定書内容の概要

基本協定は、本組合と指定管理者が相互に協力し、斎場を適正かつ円滑に維持管理及び運営を行うために必要な基本事項を定めることを目的としたもので、第1章から第10章、別紙として1から5まであり、主な内容は次のとおりです。

第1章 「総則」 基本協定の目的や公共性の尊重、用語の定義、指定期間等について

第2章 「本業務の範囲と実施条件」 本業務の範囲及び用語の読み替え、業務実施条件等について

第3章 「本業務の実施」 公金徴収代行業務、第三者による実施、緊急時の対応、情報管理等について

第4章 「備品等の扱い」 維持管理物品および備品台帳について

第5章 「業務実施に係る組合の確認事項」 業務総合計画書、業務報告書、個人情報管理状況の報告、モニタリングの実施について

第6章 「指定管理料」 指定管理料の支払い、指定管理料の改定及び変更等について

第7章 「損害賠償及び不可抗力」 リスク分担、第三者への賠償、不可抗力発生時の対応等について

第8章 「指定期間の満了」 指定期間終了時における業務の引継等、備品等の扱いについて

第9章 「指定期間満了以前の指定の取消し」 指定の取消しについて

第10章 「その他」 権利・義務の譲渡の禁止、協定の変更等について

別紙1 「用語の定義」

別紙2 「維持管理施設」 施設の名称・所在地・面積等の施設概要

別紙3 「維持管理物品」 備品等の分類と管理について

別紙4 「想定火葬件数」

別紙5 「リスク分担表」

以上

岸和田市貝塚市斎場建物等譲与契約書(第1期工区分)(案)

岸和田市及び貝塚市(以下「甲」という。)と岸和田市貝塚市清掃施設組合(以下「乙」という。)は、令和5年3月24日締結した岸和田市及び貝塚市並びに岸和田市貝塚市清掃施設組合による岸和田市貝塚市斎場に関する財産の取扱いに係る基本合意書第4条に規定する定めのない事項について、次の条項により建物等譲与契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(譲与する建物等)

第1条 甲は、岸和田市貝塚市清掃施設組合同規約の一部を変更する規約(令和4年3月10日付大阪府指令市第3950号許可)による変更後の第3条第2号に掲げる事務のために、次に掲げる建物等を、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年岸和田市条例第3号)第3条第1号及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年貝塚市条例第7号)第3条第1号の規定に基づき、乙に譲与する。

2 甲は、令和8年3月16日をもって下記に掲げる提供財産を譲与する。

所在地:岸和田市流木町1092番地の1		
種別	区分	名称、数量等
建物及び 建物に付 随するす べての工 作物等	普通財産	〔建物〕 建築面積/2,497.38㎡、延べ面積/2,989.16㎡、 建築物の数/1、建築物の高さ/13.70m、階数/地上2 階・地下0階、構造/鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 〔工作物等〕 建物に附帯する設備一式
その他の 工作物	普通財産	供養塔、六地藏
備品消耗 品類等	普通財産	建物整備費に含まれる備品消耗品等

(使用目的)

第2条 乙は、提供財産を火葬施設の設置及び管理運営に関する事務並びにその附帯する事務事業の用としてのみ使用しなければならない。

(疑義の決定)

第3条 本契約に関し、定めのない事項または疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を

保有する。

令和8年3月 16 日

甲 岸和田市

貝塚市

乙 岸和田市貝塚市清掃施設組合

岸和田市貝塚市斎場土地無償貸付契約書(案)

岸和田市(以下「甲」という。)及び貝塚市(以下「乙」という。)並びに岸和田市貝塚市広域事務組合(以下「丙」という。)は、令和5年3月24日締結した岸和田市及び貝塚市並びに岸和田市貝塚市清掃施設組合による岸和田市貝塚市斎場に関する財産の取扱いに係る基本合意書第4条に規定する定めのない事項について、次の条項により無償貸付契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(無償貸付する土地及び無償貸付期間)

第1条 甲は、岸和田市貝塚市清掃施設組合同約の一部を変更する規約(令和4年3月10日付大阪府指令市第 3950 号許可)による変更後の第3条第2号に掲げる事務のために、次の土地(以下「本件土地」という。 本件土地の詳細については、別紙参照のこと。)を、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年岸和田市条例第3号)第4条第1号の規定に基づき、丙に無償にて貸し付ける。

工区	第1期工区
対象土地	岸和田市流木町 1080 番 1 他 10 筆
区分	普通財産
実測面積(㎡)	7,456.28
無償貸付期間	令和8年4月1日から令和38年3月31日まで

補足:面積は、公簿面積ではなく、測量面積にて表示

- 2 甲は、前項に規定する無償貸付期間の初日に、本件土地を丙に貸し付けるものとする。
- 3 第1項に規定する無償貸付期間の満了の6月前までに、丙より書面による申し出があったときは、契約を延長する。ただし、期間については、甲乙丙協議のうえ決定する。

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、免除する。

(善管注意義務)

第3条 丙は、善良な管理者としての注意をもって本件土地を使用及び管理しなければならない。

(使用目的)

第4条 丙は、本件土地を火葬施設の設置及び管理運営に関する事務及びその附帯する事務事業の用としてのみ使用しなければならない。

(維持補修)

第5条 甲は、第1条に定める無償貸付期間中、本件土地の維持補修の責めを負わない。

- 2 本件土地に対して保存、利用、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて丙の負担とし、これによって本件土地の価額が増加することがあっても丙は、その増加額について、何らの請求をすることができない。

(行為の禁止等)

第6条 丙は、本件土地について、次に掲げる行為を行わないものとする。

- (1) 転貸
- (2) 権利の譲渡
- (3) 許可を得ないでの形質変更
- (4) 使用目的の変更又は用途の変更

2 前項第3号の形質変更は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

3 第1項第4号の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、使用目的の支障の無い範囲において、甲の許可を得ないで使用目的の変更又は用途の変更を行うことができる。

- (1) 丙が所有する施設の利用者及び職員等のため、食堂、売店等の施設を設置する場合
- (2) 電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供する場合
- (3) 災害その他の緊急事態の発生により応急施設としてその用に供する場合
- (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供する場合
- (5) 広告その他財産の効率的利用に資するものの用に供する場合

(原状の回復)

第7条 丙は、第1条の規定により無償貸付期間が満了し、本契約を延長しなかったときは、甲の指定する期日までに、甲が承認する場合を除き、本件土地上に存在する全ての建物等を解体撤去し原状に回復するとともに、土壤汚染等の必要な調査を行い、その結果に応じた適切な措置を講じて甲乙丙立会のもと甲に返還しなければならない。

(滅失又は毀損)

第8条 丙は、本件土地が滅失又は毀損したときは、直ちにその状況を借受物件滅失棄損届出書により甲に届出を行わなければならない。

2 丙は、丙の責任に帰すべき事由により、本件土地が滅失又は毀損したときは、甲の指示に従い丙の負担において、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(住所等の変更届)

第9条 丙は、名称又は所在地を変更したときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。

(実地調査等)

第10条 甲及び乙は、本件土地について随時その状況を実地に調査し、丙に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、丙は、その調査を拒み、妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(疑義の決定)

第11条 本契約に関し、定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有

する。

令和8年4月1日

甲 岸和田市

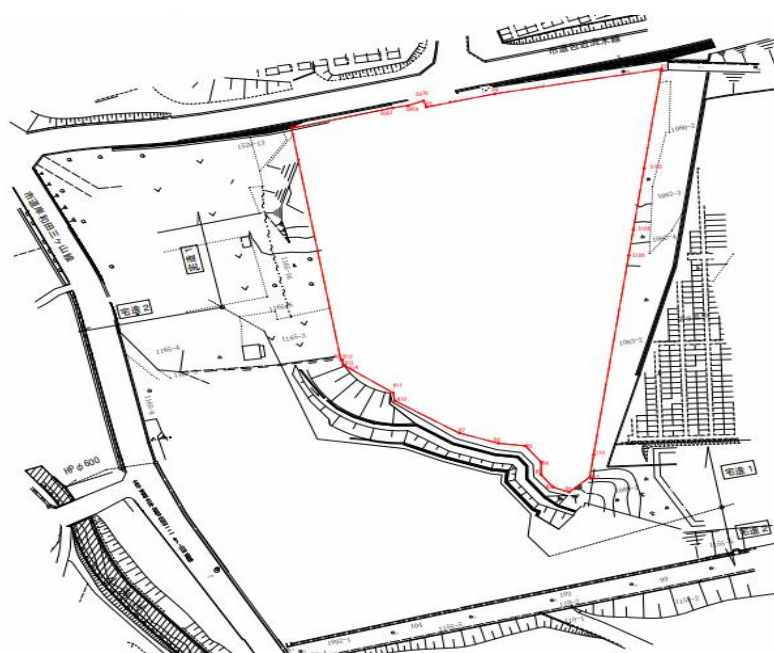
乙 貝塚市

丙 岸和田市貝塚市広域事務組合

計画地：岸和田市流木町 1092 番地の1



〔第1期工区敷地〕



町 名	地 番
流 木 町	1080 番 1 の一部
流 木 町	1082 番 1
流 木 町	1082 番 2
流 木 町	1083 番 1
流 木 町	1086 番 1
流 木 町	1599 番の一部
極楽寺町	96 番
極楽寺町	97 番
極楽寺町	100 番
極楽寺町	101 番の一部
極楽寺町	102 番の一部